

**関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査における
評価基準（工事成績）の一部改正について**

主観点数の評価項目の一つである工事成績の評価基準の内容を下記のとおり改正します。なお、平成 28 年に行う主観的事項の審査から適用します。

改正前	改正後
業種別平均工事成績の平均点が 66 点以上の場合 1 点につき 3 点加点 60 点未満の場合 1 点につき 3 点減点 加点の上限を 90 点とする。	業種別平均工事成績の平均点が 71 点以上の場合 1 点につき 6 点加点 65 点未満の場合 1 点につき 6 点減点 加点の上限を 120 点とする。